

# オンラインによる転出届をされる方へ

## ①転入の手続きについて

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。転入届には以下のものが必要です。

- ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード
- ・届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ・届出人の認印

※正当な理由がなく14日以内に届出をしないときは、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

## ②主な手続きは次のようなものがあります。詳しくは、各窓口へお尋ねください。

項目	大洲市での手続き	窓口	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	登録は廃止されます。印鑑登録証は、郵送で返却するか破棄してください。	市民課 ☎24-1710	必要な方は新たに印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	有効なカードは、転出後も継続して利用できます。		カードを持参して継続利用の手続きをしてください。手続きには登録してある暗証番号が必要です。
電子証明書の交付を受けている方	電子証明書が失効します。(届出の必要はありません。)		必要な方は新たに電子証明書交付の手続きをしてください。
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険被保険者証を郵送で返却してください。 ・学生の方は、学生用被保険者証の申請をしてください。申請には在学証明書が必要です。	市民課 ☎24-1713	新たに加入の手続きをしてください。 ・学生の方は、新住所地で加入の手続きは不要です。
国民年金に加入されている方	外国へ転出の方のみ手続きをしてください。		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
年金受給者の方	手続きの必要はありません。		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
医療受給者証(子ども、重度心身障害者、ひとり親)をお持ちの方	受給資格が喪失します。(受給者証はお返しください。)		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
後期高齢者医療に加入されている方	後期高齢者医療被保険者証等をお返しください。	高齢福祉課 ☎24-1714	新住所地の市区町村へお問い合わせください。
介護保険に加入されている方	65歳以上の方は介護保険被保険者証等を郵送で返却してください。		65歳以上の方は、新住所地の市区町村へお問い合わせください。
児童手当を受けている方(公務員を除く)	受給者が市外へ転出した場合、受給資格が消滅となります。児童の養育者が変更となる場合は、手続きが必要になります。右記へお問い合わせください。	子育て支援課 ☎24-5718	転出予定日の翌日から15日以内に請求者の保険証及び請求者名義の口座が分かるものを持参して手続きをしてください。
児童手当支給要件児童(18歳以下の高校修了までの子)のみが転出される方	別居監護申立の手続きが必要です。右記へお問い合わせください。		手続きの必要はありません。
児童扶養手当を受けている方	転出届前に必ず連絡してください。状況に応じて書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
大洲市愛顔っ子応援券(未使用分)をお持ちの方	< 県外へ転出される方 > 郵送で返却するか破棄してください。	教育総務課 ☎24-1733	
市立の小・中学校に通うお子様がられる方	事前に右記まで連絡してください。		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方	手続きの必要はありません。	社会福祉課 ☎24-1758	各手帳を持参して住所変更の手続きをしてください。
障害福祉サービス・障害児通所支援の受給者証をお持ちの方	受給者証を郵送で返却してください。		新規申請を行ってください。

項目	大洲市での手続き	窓口	新住所地での手続き
市営住宅にお住まいの方	住宅関係の異動届をしてください。	都市整備課 ☎24-1759	新住所地の市区町村へお問い合わせください。(入居希望の場合)
水道、下水道を使用されている方	転出日の4～5日前までに使用中止および廃止の手続きをしてください。(電話でも可) 井戸水を下水道に流入させている世帯は、使用人員変更の手続きをしてください。	上下水道課 上水道 ☎24-3753 下水道 ☎24-1720	使用開始の手続きを行ってください。
原付バイク、小型特殊自動車を所有されている方	<p>&lt;新住所地で一度に手続きする方法&gt; 直接、新住所地の役所に行って廃車手続きをすませてから、新しいナンバープレートの交付を受けます。</p> <p>&lt;大洲市で廃車手続きをすませてから、新住所地の役所で登録する方法&gt; 大洲市で廃車手続きをして「廃車証明書」を受け取り、新住所地の役所で新しいナンバープレートの交付を受けます。</p>	税務課 ☎24-1711	廃車手続きの際は、大洲市のナンバープレート、大洲市の標識交付証明書等(車名、車体番号、総排気量を示す資料)が必要です。
軽自動車(三輪・四輪・ボートトレーラー等の被けん引車)を所有されている方	車検証の住所変更の手続きをしてください。 手続きの方法は右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎(050)3816-3124	新住所地が愛媛県外の方は、管轄の軽自動車検査協会へお問い合わせください。
二輪車(126cc以上)を所有されている方	車検証の住所変更の手続きをしてください。 手続きの方法は右記へお問い合わせください。	愛媛運輸支局 ☎(050)5540-2076	新住所地が愛媛県外の方は、管轄の運輸支局へお問い合わせください。
妊娠中の方	乳児一般健康診査受診票(未使用分)、チャイルドノートを返却してください。	大洲市保健センター ☎23-0310 長浜保健センター ☎52-3055 肱川保健センター ☎34-2340	母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票を持参して手続きを行ってください。
就学前のお子様がおられる方	乳児一般健康診査受診票(未使用分)、チャイルドノート(予防接種券)を返却してください。	河辺保健センター ☎39-2111	新住所地の市区町村へお問い合わせください。

**【問い合わせ先・受付時間】**

**大洲市役所**

本 庁 ☎(0893)24-2111

長浜支所 ☎(0893)52-1111

肱川支所 ☎(0893)34-2311

河辺支所 ☎(0893)39-2111

月曜日～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分